

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成29年4月27日(2017.4.27)

【公開番号】特開2015-186931(P2015-186931A)

【公開日】平成27年10月29日(2015.10.29)

【年通号数】公開・登録公報2015-066

【出願番号】特願2014-64323(P2014-64323)

【国際特許分類】

B 6 2 D 33/04 (2006.01)

B 6 0 J 7/08 (2006.01)

【F I】

B 6 2 D 33/04 A

B 6 0 J 7/08 P

【手続補正書】

【提出日】平成29年3月17日(2017.3.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ウイング車両の荷箱における前後に位置して対峙する前部門構体及び後部門構体に、それぞれ取り付けられるサイドレールの取付構造であって、

前記前部門構体は、上下方向に延びる前部門構側部ピラー及び該前部門構側部ピラーの下端に接続され左右方向に延びる前部フレームを備え、

前記前部門構側部ピラーの下方に、前記サイドレールの前方への移動を規制する第1前部規制部と、前記サイドレールの前部の左右方向内側への移動を規制する第2前部規制部とが設けられ、

前記サイドレールは、その前端面が前記第1前部規制部に当接して、また、その前部の内側面が前記第2前部規制部に当接して、さらに、その前部の上面に前記前部門構側部フレームの下端が載せられるようにして位置決めされて、前記サイドレールの前端が前記前部門構体に取り付けられていることを特徴とするサイドレールの取付構造。

【請求項2】

前記第2前部規制部は、前記前部フレームの左右方向端部に接続されるピラーブラケットの一部であることを特徴とする請求項1に記載のサイドレールの取付構造。

【請求項3】

前記第1前部規制部は、前記前部門構側部ピラーから連続して一体的に構成されることを特徴とする請求項1または2に記載のサイドレールの取付構造。

【請求項4】

ウイング車両の荷箱における前後に位置して対峙する前部門構体及び後部門構体に、それぞれ取り付けられるサイドレールの取付構造であって、

前記後部門構体は、上下方向に延びる後部門構側部ピラー及び該後部門構側部ピラーの下端に接続され左右方向に延びる後部フレームを備え、

前記後部門構側部ピラーの下方に、前記サイドレールの後方への移動を規制する第1後部規制部と、前記サイドレールの後部の左右方向内側への移動を規制する第2後部規制部とが設けられ、

前記サイドレールは、その後端面が前記第1後部規制部に当接して、また、その後部の

内側面が前記第2後部規制部に当接して、さらに、その後部の上面に前記後部門構側部ピラーの下端が載せられるように位置決めされて、前記サイドレールの後端が前記後部門構体に取り付けられていることを特徴とする記載のサイドレールの取付構造。

【請求項5】

前記第1後部規制部及び前記第2後部規制部は、前記後部門構側部ピラーから連続して一体的に構成されることを特徴とする請求項4に記載のサイドレールの取付構造。

【請求項6】

前記サイドレールの前記前部門構体との取付部位は閉断面で構成され、

また、前記サイドレールの前記後部門構体との取付部位も閉断面で構成されることを特徴とする請求項1～5のいずれかに記載のサイドレールの取付構造。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

本発明は、上記課題を解決するための手段として、請求項1に記載した発明は、ウイング車両の荷箱における前後に位置して対峙する前部門構体及び後部門構体に、それぞれ取り付けられるサイドレールの取付構造であって、前記前部門構体は、上下方向に延びる前部門構側部ピラー及び該前部門構側部ピラーの下端に接続され左右方向に延びる前部フレームを備え、前記前部門構側部ピラーの下方に、前記サイドレールの前方への移動を規制する第1前部規制部と、前記サイドレールの前部の左右方向内側への移動を規制する第2前部規制部とが設けられ、前記サイドレールは、その前端面が前記第1前部規制部に当接して、また、その前部の内側面が前記第2前部規制部に当接して、さらに、その前部の上面に前記前門構側部フレームの下端が載せられるようにして位置決めされて、前記サイドレールの前端が前記前部門構体に取り付けられていることを特徴とするものである。

請求項1の発明では、サイドレールの前端面を第1前部規制部に当接させて、サイドレールの前部の内側面を第2前部規制部に当接させて、さらに、サイドレールの前部の上面に前門構側部フレームの下端を載せるようにして、サイドレールを位置決めした後、前部門構側部ピラーとサイドレールとを補強部材により接続することで、サイドレールの前端を前部門構体に容易に取り付けることができる。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

請求項4に記載した発明は、ウイング車両の荷箱における前後に位置して対峙する前部門構体及び後部門構体に、それぞれ取り付けられるサイドレールの取付構造であって、前記後部門構体は、上下方向に延びる後部門構側部ピラー及び該後部門構側部ピラーの下端に接続され左右方向に延びる後部フレームを備え、前記後部門構側部ピラーの下方に、前記サイドレールの後方への移動を規制する第1後部規制部と、前記サイドレールの後部の左右方向内側への移動を規制する第2後部規制部とが設けられ、前記サイドレールは、その後端面が前記第1後部規制部に当接して、また、その後部の内側面が前記第2後部規制部に当接して、さらに、その後部の上面に前記後部門構側部ピラーの下端が載せられるようにして位置決めされて、前記サイドレールの後端が前記後部門構体に取り付けられていることを特徴とするものである。

請求項4の発明では、サイドレールの後端面を第1後部規制部に当接させて、サイドレールの後部の内側面を第2後部規制部に当接させて、さらに、サイドレールの前部の上面

に後部門構側部ピラーの下端を載せるようにして、サイドレールを位置決めした後、後部門構側部ピラーとサイドレールとを補強部材により接続することで、サイドレールの後端を容易に後部門構体に取り付けることができる。